

内閣府、厚生労働省及び環境省所管 補助施設災害復旧費実地調査要領

昭和59年9月7日

会発第737号

一部改正

平成7年3月3日

平成11年1月20日

平成13年1月5日

平成17年2月3日

平成19年8月3日

平成23年6月21日

平成24年11月16日

平成27年12月24日

平成28年10月18日

第1 調査の目的

この調査は、内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設（水道施設を除く。）災害復旧事業について、適正な事業費を算出し、予備費使用額等の算定の資料とすることを目的とする。

第2 調査の方法

- （1）主務省の調査に対して財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）が立会するものとする。
- （2）調査は、原則として実地にて行うものとするが、申請額（社会福祉施設等（調査要領別表1に掲げる施設をいう。以下同じ。）は建物及び建物以外の工作物を合計した額）が二百万円未満の箇所又は止むを得ない理由により実地調査が困難である箇所については、現地福祉事務所等において机上にて調査を行うことができる。この場合には、写真、設計書等により被災の事実、被災の程度等を十分に検討のうえ慎重に採否を決定するものとする。

第3 調査の対象

- （1）調査の対象は暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により被害を受けた別表1の施設等であって、その内容は、建物、建物以外の工作物、土地、設備に係る復旧及び災害等廃棄物処理事業とする。
- （2）土地が施設整備の補助金の対象とならない施設にあつては、

土地は調査対象外とする。

(3) 工作物が施設整備の補助金の対象とならない施設にあっては、工作物は調査対象外とする。

(4) 設備については、次に掲げる施設に係るものを対象とする。

ア 医療機関施設及び医療関係者養成所施設

(ア) 医療機関施設の建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備

建物と同時に設備が被災した場合において、当該建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備で、次のいずれかに該当するものに限る。

A 設置に当たり、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の適用を受ける放射線発生装置であって、建物と機能的に一体であるもので、リニアック、ベータトロン、コバルト60照射装置及びこれらと同等の機能を有するもの

B 設置に当たり、専用の施設を必要とするエックス線装置であって、コンピューターにより画像処理するもので、CTスキャン（全身用、頭部用）及びこれらと同等の機能を有するもの

C 設置に当たり、専用の施設を必要とするMR（核磁気共鳴）を利用する画像診断装置

D その他当該建物と一体として復旧を行う必要のある医療用設備

(イ) 医療機関施設の医療機器（激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。）

(ウ) 医療関係者養成所施設の教材等（激甚法第2条第1項の規定により指定された激甚災害により被災した場合に限る。）

イ 廃棄物処理施設

廃棄物処理施設の設備にあっては、別表1に定める施設の設備（当該施設の所有に係るもので、当該施設の業務の遂行上必要なものをいう。）とする。

(5) 第1項の「異常な天然現象」についての調査及び災害復旧事業採択の範囲については、公共土木施設災害復旧事業査定方針（昭和40年8月5日付蔵計第1967号）第2（災害原因の調査）及び第3（採択の範囲等）の第1項に準じて取り扱う。

第4 一箇所の定義

(1) 各施設ごとに同一敷地内及び機能的に同一敷地内とみなされる位置に所在するものを一箇所として取扱うものとする。

(2) 国立公園等施設の道路にあっては、百五十メートルをこえる位置に所在する箇所は別箇所とする。なお標識については道路

の被害延長外のもは別箇所とする。

第5 適用除外

次の各号に掲げるものは適用除外とする。

- (1) 1 箇所の調査額が別表 1 の限度額未満のもの。
- (2) 明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に基因して生じたと認められる災害に係るもの。
- (3) 著しく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの。
- (4) 緊急に復旧しなければ執務上著しく支障があると認め難いもの。
 - イ 被災した建物、建物以外の工作物又は設備と同種のものに余裕のあるもの。
 - ロ 当該年度に整備計画のあるもの。
 - ハ 建物の補修の必要性はあるが緊急性に乏しいもの。
- (5) 工作物及び土地で、当該施設を復旧しなくても、他の施設等に被害を及ぼすおそれのないもの又は業務上、治安上放置しても支障がないと認められるもの。
- (6) 調査前着工を行ったもののうち写真等の資料により被災の事実の確認できないもの。
- (7) 一品目の復旧額が「医療施設等災害復旧費補助金交付要綱」の別表の施設区分ごとに定める対象経費未満の医療機関施設の医療機器及び医療関係者養成所施設の教材等。

第6 諸経費率

本調査の対象となる復旧事業にかかる諸経費率は別表 2 のとおりとする。

第7 復旧費の算出等

医療機関施設のうち政策医療実施機関施設（公的医療機関施設を除く）、研修施設、看護師宿舎及び救急医療情報センターの復旧に要する経費は、復旧調査額又は基準額（「医療施設等災害復旧費の国庫補助について」（平成 7 年厚生省発健政第 2 2 号）の別表の基準額をいう。）のいずれか低い額とする。

第8 その他

調査に当たり、本要領に規定のない事項は、官庁建物等災害復旧実地調査要領の取扱いに準じて処理する。

第9 報告

調査終了後 1 週間以内に本省あて別紙様式 1 により報告書を提出

すること。ただし、次の各号に該当する場合は別紙様式 2 により
報告書を提出すること。

- (1) 主務省と財務局との意見が一致しない場合。
- (2) 調査額が、1 億円以上の場合。

別表 1

施設名等及び限度額

所 管 名	施 設 名 等	限 度 額
内閣府所管 (警察庁)	都道府県警察施設	別に定めるそれぞれの施設ごとに600千円
厚生労働省	保健衛生施設等	
	保健衛生施設	別に定めるそれぞれの施設ごとに800千円 ただし、感染症指定医療機関にあつては400千円
	原爆医療等施設	
	精神保健等施設	
	食肉衛生検査施設	
	エイズ・結核治療施設	
	医薬分業推進支援施設	
	血漿採漿センター等施設	
	抗毒素製造施設	
	環境衛生施設	
	火葬場	指定市 800千円 市町村 400千円
	と畜場	
	医療機関施設等	
	医療機関施設	
	公的医療機関施設	800千円
	へき地診療所施設（医師及び看護師住宅を含む）	800千円
	政策医療実施機関施設 （公的医療機関施設を除く）	別に定めるそれぞれの施設ごとに800千円
	医療関係者養成所施設	
	研修施設	
	病院内保育所	800千円
	看護師宿舎	800千円
	救急医療情報センター	800千円
	社会福祉施設等	
	保護施設	別に定めるそれぞれの施設ごとに800千円 ただし、保育所及び訪問看護ステーションにあつては400千円
	老人福祉施設	
	老人保健等施設	
	身体障害者社会参加支援施設	
	婦人保護施設	
	障害者支援施設等	
	児童福祉施設	
	母子福祉施設	
	母子保健施設	
	その他の社会福祉施設等	
	国民健康保険診療施設（へき地性の	800千円

環境省	ある国民健康保険診療施設の医師住宅及び看護師宿舎を含む。)	
	国民健康保険健康管理センター	800千円
	国民健康保険総合保健施設	800千円
	国立公園等施設	別に定めるそれぞれの施設ごとに1,200千円 ただし、道路にあっては400千円
	廃棄物処理施設	
	一般廃棄物処理施設	別に定めるそれぞれの施設ごとに、市・廃棄物処理センター・PFI選定事業者1,500千円、町村800千円
	浄化槽（市町村整備推進事業）	市町村400千円
	産業廃棄物処理施設	都道府県・市・廃棄物処理センター・PFI選定事業者1,500千円、町村800千円
	広域廃棄物埋立処分場	市町村・広域臨海環境整備センター 1,500千円
	PCB廃棄物処理施設	日本環境安全事業株式会社1,500千円
	災害等廃棄物処理事業	指定市 800千円 市町村 400千円

別表 2

諸 経 費 率

区 分	率
建 物 新 (改) 築 復 旧	0 %
建 物 補 修 復 旧	1 5 %
土 地 復 旧	1 5 %
工 作 物 復 旧	1 5 %
設 備 復 旧	0 %
災 害 等 廃 棄 物 処 理 事 業	0 %

(注) 各事業共工事雑費は計上しないものとする。

[illegible]

(注) 1. 調査要領別表 1 の施設名等に掲げる施設ごとに記入する。なお、限度額欄において、「別に定めるそれぞれの施設ごと」となっているものは、別に定めるそれぞれの施設ごとに記入するものとする。

2. 別紙様式2について作成を要しないものは本書とし、また、別紙様式2の作成を要するもの（要領第9ただし書に該当するもの）は上段（ ）書とし、外数で記入する。計欄についても同様の取り扱いとする。

省 庁所管補助施設災害復旧費実地調査報告書

平成 年 月 日
局

都道府県名

設置者名	施設名	施設の所在地		問題点	
施設区分					
	工事概要	金額(千円)			
申請				主務省意見	
調査結果				財務局意見	
※				※	

- (注) 1. 施設区分欄は、建物、工作物、土地、設備の別を記載すること。
2. 調査結果欄には、資料又は調査不十分のため積算不能の場合は記載する必要はない。
3. 問題点に対して主務省及び財務局の意見をそれぞれ順序を配列して対比記載すること。
4. ※欄は空欄にすること。

○内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査に関する対象施設について

昭五九・九・七

事務連絡二二六

最終改正 平二八・九・三〇 事務連絡監査第五七号

一 調査要領別表1に掲げる「別に定めるそれぞれの施設」について

内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（昭和五九年九月七日蔵計二二五〇号。以下「調査要領」という。）別表1の限度額欄における「別に定めるそれぞれの施設」とは、別紙の施設名欄に定める施設とする。

別紙

施 設 名 等	施 設 名
(警察庁) 都道府県警察施設	警察本部 機動捜査隊 機動鑑識隊 自動車警ら隊 特別機動警ら隊 機動警察隊 防犯特別捜査隊 交通機動隊 高速道路交通警察隊 警察署 警察官待機宿舎 留置施設 駐在所 交番 交通安全施設 1. 分室及び分駐所は対象外とする。 2. 警察本部と同一建物内にある場合は、警察本部として取り扱う。 警察署と同一建物内にある場合は、警察署として取り扱う。
(厚生労働省) 保健衛生施設等 保健衛生施設	感染症指定医療機関 健康増進センター 保健所 健康科学センター 市町村保健センター 農村検診センター 難病相談・支援センター 感染症外来協力医療機関 新型インフルエンザ患者入院医療機関 H I V 検査・相談室 地方衛生研究所
原爆医療等施設	原爆被爆者保健福祉施設 原爆医療施設 原爆被爆者健康管理施設 放射線影響研究所
精神保健等施設	精神科病院 精神保健福祉センター 精神科デイ・ケア施設 精神科救急医療センター 精神保健福祉士養成施設 老人性認知症疾患治療病棟 老人性認知症疾患療養病棟 老人性認知症疾患デイ・ケア施設
食肉衛生検査施設 エイズ・結核治療施設	食肉衛生検査所 結核患者収容モデル病室 エイズ治療モデル施設 エイズ治療個室等の施設（エイズ拠点病院） 結核研究所 多剤耐性結核専門医療機関 医薬分業推進支援センター 血漿分画センター 血漿採漿センター
医薬分業推進支援施設 血漿採漿センター等施設	

抗毒素製造施設	抗毒素製造施設
医療機関施設等	
医療機関施設	
政策医療実施機関施設 (公的医療機関施設を除く)	救命救急センター 病院群輪番制病院 共同利用型病院 救急告示病院 在宅当番医制病院 在宅当番医制診療所 在宅当番医制歯科診療所 休日夜間急患センター 休日等歯科診療所 時間外診療実施診療所 災害拠点病院 へき地医療拠点病院 周産期医療施設 小児救急医療拠点病院 在宅医療実施病院 在宅医療実施診療所 在宅医療実施歯科診療所 がん医療実施診療所 脳卒中医療実施病院 腎移植施設 老人デイ・ケア施設 共同利用施設 看護師等養成所 理学療法士等養成所 救急救命士養成所 歯科衛生士養成所 地域医療研修センター 研修医のための研修施設
医療関係者養成所施設	
研修施設	
社会福祉施設等	
保護施設	救護施設 更生施設 宿所提供施設 授産施設 特別養護老人ホーム 養護老人ホーム 軽費老人ホーム 老人福祉センター 老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 老人介護支援センター 介護老人保健施設 訪問看護ステーション 在宅介護支援センター 認知症高齢者グループホーム 生活支援ハウス 身体障害者福祉センター 補装具製作施設 盲導犬訓練施設 視聴覚障害者情報提供施設
老人福祉施設	
老人保健等施設	
身体障害者社会参加支援施設	
婦人保護施設	婦人保護施設 婦人相談所

障害者支援施設等	障害福祉サービス事業所（療養介護事業、生活介護事業、自立訓練事業、就労移行支援事業及び就労継続支援事業を行うものに限る。） 障害者支援施設 居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 短期入所事業所 共同生活介護事業所 共同生活援助事業所 相談支援事業所 地域活動支援センター 福祉ホーム
児童福祉施設	障害児入所施設 児童発達支援センター 助産施設 乳児院 母子生活支援施設 保育所 児童厚生施設 児童養護施設 情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター
母子福祉施設	母子福祉センター 母子休養ホーム
母子保健施設	母子健康センター
その他の社会福祉施設等	社会事業授産施設 隣保館 生活館 ホームレス自立支援センター 盲人ホーム 地域福祉センター 社会福祉士養成施設 介護福祉士養成施設 へき地保健福祉館 在宅複合型施設 小規模多機能型居宅介護拠点 夜間対応型訪問介護ステーション 介護予防拠点 地域包括支援センター 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 複合型サービス事業所 市町村障害者生活支援センター 児童相談所 一時保護施設 職員養成施設 児童発達支援事業所 放課後等デイサービス事業所 心身障害児総合通園センター 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所

	へき地保育所 児童自立生活援助事業所 小規模住居型児童養育事業所 子育て支援のための拠点施設 認定こども園
(環境省)	
国立公園等施設	園地 避難小屋 休憩所 野営場 駐車場 栈橋 給水施設 排水施設 公衆便所 博物展示施設 植生復元施設 動物繁殖施設 自然再生施設 砂防施設 防火施設 道路（車道、歩道、橋梁、標識） し尿処理施設 コミュニティ・プラント 汚泥再生処理センター 生活排水処理施設 ごみ処理施設 廃棄物循環型処理施設 廃棄物運搬用パイプライン施設 埋立処分地施設 マテリアルリサイクル施設 エネルギー回収推進施設 有機性廃棄物リサイクル推進施設 最終処分場
一般廃棄物処理施設	

○厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査について

昭五九・九・七

事務連絡二二七

最終改正 平二八・九・三〇 事務連絡監査第五六号

一 建物について

内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（昭和五九年九月七日蔵計二二五〇号。以下「調査要領」という。）第三調査の対象（一）の建物については、次により取り扱う。

ア 直接当該事業の実施に必要な建物についてのみ対象とする。従って、直接事業の実施に関係のない倉庫、公舎等は調査の対象外となる。（ただし、社会福祉施設等において復旧工事完了までに長期間を要する見込の場合で入所者の処遇確保等の理由により緊急に施行しなければならない応急仮設工事調査の対象とする。）

イ 暖房等のボイラー、エレベーターは、建物附属設備として調査の対象とする。

ウ 調査要領別表１に定めると畜場にあつては、解体施設及び污水处理施設のみを調査の対象とする。

エ 医療機関施設については、被災によるライフラインの途絶後も一定期間自立的に診療機能を保持するためのヘリポート、通信装置、自家発電装置、貯水槽等は調査の対象とする。

二 設備について

医療機関施設の医療用設備及び医療機器並びに医療関係者養成所施設の教材等は、調査要領第三（４）アに規定するもの、かつ、当該施設の備品台帳に登録されているもののみを調査の対象とする。但し、備品台帳に登録されていないものであつても購入伝票、領収書等の証拠書類により当該施設の所有であることが明らかな場合に限り、調査の対象として差し支えない。なお、消耗品、ベッド、椅子、机、模型・標本・機械器具の収納棚・保管庫、図書、教育用のＣＤ・ＲＯＭ等電磁的記録媒体、多目的な用途の部屋に設置されるアンプ・スピーカー・ミキサー等の音響設備及びその他事務機器等は含まない。

三 その他

ア 調査要領別表１に定める広域廃棄物埋立処分場については、広域臨海環境整備センターが市町村の委託を受けて建設した施設を調査の対象とする。

イ 調査要領別表１に定める災害等廃棄物処理事業のうち、し尿くみ取りについては、維持分として便槽容量の２分の１を調査の対象から除外する。